

基金訓練の震災対応について

基金訓練（緊急人材育成支援事業）は、雇用保険を受給できない方が、訓練期間中の生活給付を受けながら無料の職業訓練を受講できる制度です。

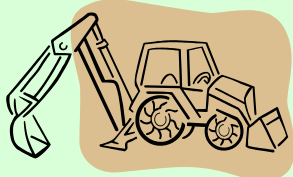
東日本大震災により被災された皆様にも、この制度がご利用しやすいものとなるよう、要件の見直し等を行いましたので、ご活用願います。

＜詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。＞

○ 災害復旧に必要な人材育成のための震災対策特別訓練コースを新設します。

損壊家屋等のがれきの処理等のために必要な人材（車両系建設機械運転手）を育成するための訓練を実施します。

- 訓練内容： 車両系建設機械運転技能講習
「整地・運搬・積込み用及び掘削用」、「解体用」、「基礎工事用」等（ブルドーザー、パワーショベル、くい打ち機等）
- 訓練期間： 10日～1か月以内
- 実施機関： 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県内の訓練実施機関（中央職業能力開発協会から基金訓練コースの認定を受けた訓練機関）
- 受講料： 無料（ただし、受講者の所有となる教科書、実習服等及び大型特殊自動車免許に係る申請・交付手数料は除く。）
- 訓練対象者：
 - ・公共職業安定所の受講勧奨を受けた方
 - ・車両系建設機械等に係る技能講習は、労働安全衛生法令の受講資格を満たす方
 - ・大型特殊免許（第1種）の取得に係る教育訓練は、大型免許、中型免許、普通免許を受けた方
- 訓練・生活支援給付： 訓練期間中の生活費（月10万円又は12万円）を給付します。
〔給付には一定の要件があります。訓練期間の8割以上出席した
場合、訓練修了後に支給されます。〕



※ 公共職業訓練でも、県の職業訓練校が開講する建設機械の操作等の特別訓練コースや雇用・能力開発機構のポリテクセンターが開講する建築分野の訓練コースがあります。お近くのハローワークにお問い合わせください。

○ 被災者等への基金訓練受講の特例措置を設けました。

基金訓練の受講要件を緩和し、訓練受講機会を拡充します。

【対象者：被災者（注1）及び被災地域に居住する者（注2）】

- 複数受講制限の緩和 : 平成23年3月11日までに実践演習コースの受講を開始していた方については、実践演習コース（他分野に限る）の複数受講（1回に限る）が可能となります。
- 公共職業訓練修了者の受講制限の緩和 : 実践演習コース（他分野に限る）又は震災特別訓練コース希望者が訓練開始日において、公共職業訓練の受講修了後1年未満の方であっても受講が可能となります。

○ 被災者への訓練・生活支援給付の特例措置を設けました。

訓練・生活支援給付の支給要件を緩和し、被災者の訓練受講を支援します。

【対象者：被災者（注1）】

- 土地・建物要件の弾力的運用 : 他に土地・建物を所有している場合も、被災者の個別事情に応じて、柔軟に判断します。
- 被災により収入の減少が予定される場合の年収要件 : 被災により年収見込みが200万円以下になる場合も、給付金の受給が可能です。

（注1） 「被災者」であることの確認は、原則として、地方公共団体等の発行する罹災証明、被災証明等により確認します。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村（東京都を除く。）に住所を有する被災者（避難者等震災時に住所を有していた被災者を含む。）については、罹災証明等がなくても差し支えありません。

（注2） 「被災地域に居住する者」は、災害救助法の適用市町村（東京都を除く。）に住所を有する方（避難者等震災時に住所を有していた被災者を含む。）